



定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、令和4年度に執行した監査の結果を次のとおり公表する。

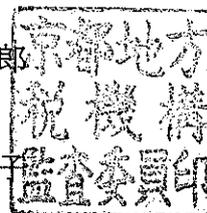
令和5年2月2日

京都地方税機構監査委員

瀬野 淳郎

同

山内 実貴子



なお、監査執行者は次のとおりである。

監査委員	執行期間
瀬野 淳郎	令和4年11月1日から令和5年1月11日まで

令和4年度

京都地方税機構  
定期監査結果報告書

京都地方税機構監査委員

# 令和4年度京都地方税機構定期監査結果報告書

## 1 監査の対象

令和4年度における定期監査については、京都地方税機構(以下、「機構」という。)の全所属、事務局3課、9地方事務所及び自動車関係税申告受付センターの計13箇所について監査を執行した。

## 2 監査の期間

事務局総務課、業務課及び法人税務課	令和4年12月8日、12日、14日及び 令和5年1月11日
京都東地方事務所	令和4年12月1日
京都西地方事務所	令和4年11月7日
京都南地方事務所	令和4年11月16日
相楽地方事務所	令和4年11月24日
山城中部地方事務所	令和4年11月29日
乙訓地方事務所	令和4年11月1日
中部地方事務所	令和4年12月6日
中丹地方事務所	令和4年11月8日
丹後地方事務所	令和4年11月2日
自動車関係税申告受付センター	令和4年11月14日

## 3 監査の範囲

令和3年度及び監査執行日までに執行された令和4年度分の財務並びに滞納整理事務等の執行を対象とした。

## 4 監査の方法

監査に当たっては、財務及び事務の執行が法令等に基づいて適正に行われているか、また、その事務処理が、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図るようになされているかについて、所属長等から説明聴取を実施するとともに、関係書類等の調査を実施した。

監査の執行に際しては、監査対象機関に出向き、関係資料や事務の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する実地監査により行った。

## 5 監査実施上の重点項目

- (1) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われているか。
- (2) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分の事務手続きは適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、各種の証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。
- (6) 滞納整理事務、課税事務は適正に行われているか。
- (7) 法人関係税課税事務は適正に行われているか。
- (8) 自動車関係税課税事務は適正に行われているか。
- (9) 固定資産税（償却資産）課税事務は適正に行われているか。
- (10) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

## 6 監査の結果

監査の結果、監査対象機関における事務の執行において、次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ・ 印刷を伴う封筒の調達に係る随意契約において、3者から徴取した見積額を比較する際、1者の見積額について消費税抜金額を消費税込金額と見誤ったことで、最低価格の者が採用されていなかった。（中丹地方事務所）

## 7 要 望

機構は、納税者の利便性向上や業務の効率化、そして公平・公正な税業務の推進を図ることを目指し、これまで業務に取り組んできたが、その中で事務を適正かつ厳格に行うことは当然重要である。

今回の監査では、印刷を伴う封筒の調達に係る随意契約において、見積額を見誤り、最低価格の事業者が採用されていない事例があったが、職員が事務を遂行するに当たっては、確認の作業までを終えてはじめて仕事が完了するという意識を強めるとともに、あらかじめ見落としやすいチェックポイントを挙げ、他の職員と相互にチェックするなど、効率的で有効な確認の仕組みを検討していただきたい。

また、3年に渡るコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻の影響によるエネルギー価格・物価高騰などで税を取り巻く環境は厳しくなっているが、徴収業務に当たっては、納税者個々の具体的な実情について十分に把握しつつ、関係法令等に基づき適正に対応していただくことで、引き続き納税秩序の維持を図っていただきたい。

課税事務においても適正な業務を通じて、府内全体の税務行政の公平・公正の確保に、一層の尽力を望むものである。